

議員提出議案第29号

統合型リゾート施設（IR）整備推進法案に関する意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年10月4日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

黒田 當 士	北野 妙 子	太田 晶 也	西川 ひろじ
福田 武 洋	前田 和 彦	新田 孝	高野 伸 生
木下 吉 信	足高 將 司	多賀谷 俊 史	荒木 幹 男
床田 正 勝	有本 純 子	森山 よしひさ	永井 啓 介
荒木 肇	山本 長 助		

(別紙)

平成28年10月 日

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
経済産業大臣	内閣官房長官	

大阪市会議長 木下 誠

統合型リゾート施設（IR）整備推進法案に関する意見書

IR整備推進法案については、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資するものとして、昨年4月に国会に上程され、継続審査になっている中、本年3月25日の衆議院内閣委員会において、菅内閣官房長官が「観光立国にIRは欠かせない。政府としては引き続き検討」と発言し、IRの検討を進める方針を明確にした。

IRの導入が可能となれば、国際会議場・見本市会場等のMICEや質の高いエンターテインメント機能などの新たな観光資源の創出に伴い、海外からの観光客などを呼び込み、地域経済の活性化や雇用機会の創出、産業集積・産業振興に加えて経済波及効果や税収の増加などの効果が期待できるところである。

一方で、日本国内にはIRがなくても観光客が増える多様な観光資源があり慎重な議論が必要との意見がある。また、カジノ施設については、ギャンブル依存症に対する予防と治療の両面から、その解消に向けた取り組みや、青少年に対する影響への対策、近隣地域の住民や利用者に対するセーフティネットが必要不可欠である。さらに、公共の秩序維持や治安の悪化に対する懸念があり、反社会的組織の関係者などのカジノ施設への入場制限が求められている。

よって国におかれては、IRの法制化にあたって、IRのメリットを最大限発揮できる仕組みと、デメリットに対する不安や懸念を払拭するための対策について、あらゆる角度から検討を行い、国民の理解を得る努力をされることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。